

令和2年第1回志布志市議会臨時会会議録

目 次

第1号（2月20日）	頁
1. 議事日程	4
2. 出席議員氏名	5
3. 欠席議員氏名	5
4. 地方自治法第121条の規定により出席した者の職・氏名	5
5. 議会事務局職員出席者	5
6. 開 会・開 議	6
7. 日程第1 会議録署名議員の指名	6
8. 日程第2 会期の決定	6
9. 追加日程第1 議長辞職の件	6
10. 追加日程第2 議長の選挙	7
11. 追加日程第3 副議長の選挙	11
12. 日程第3 常任委員の選任	13
13. 日程第4 議会運営委員の選任	14
14. 日程第5 広報等調査特別委員の選任	14
15. 散 会	15
第2号（2月21日）	頁
1. 議事日程	16
2. 出席議員氏名	17
3. 欠席議員氏名	17
4. 地方自治法第121条の規定により出席した者の職・氏名	17
5. 議会事務局職員出席者	17
6. 開 議	18
7. 日程第1 会議録署名議員の指名	18
8. 日程第2 曾於南部厚生事務組合議会議員の選挙	18
9. 日程第3 曾於地域公設地方卸売市場管理組合議会議員の選挙	19
10. 日程第4 大隅曾於地区消防組合議会議員の選挙	20
11. 日程第5 曾於地区介護保険組合議会議員の選挙	20
12. 日程第6 曾於北部衛生処理組合議会議員の選挙	21
13. 日程第7 同意第1号 監査委員の選任につき同意を求めることについて	22

14. 日程第8 報告第1号 専決処分の報告について (損害賠償の額を定め、和解することについて)	23
15. 日程第9 承認第1号 専決処分の承認を求めることについて (令和元年度志布志市一般会計補正予算(第6号))	25
16. 閉会	27

令和2年第1回志布志市議会臨時会

1. 会期日程

月 日	曜	会 議 別	内 容
2月20日	木	本 会 議	開会 会期の決定 各常任委員の選任 議会運営委員の選任 広報等調査特別委員の選任
21日	金	本 会 議	一部事務組合議会議員の選挙 監査委員の選任同意 議案上程 討論・採決 閉会

2. 付議事件

番号	事 件 名
	議長辞職の件
	議長の選挙
	副議長の選挙
	常任委員の選任
	議会運営委員の選任
	広報等調査特別委員の選任
	曾於南部厚生事務組合議会議員の選挙
	曾於地域公設地方卸売市場管理組合議会議員の選挙
	大隅曾於地区消防組合議会議員の選挙
	曾於地区介護保険組合議会議員の選挙
	曾於北部衛生処理組合議会議員の選挙
同意第1号	監査委員の選任につき同意を求めることについて
報告第1号	専決処分の報告について (損害賠償の額を定め、和解することについて)
承認第1号	専決処分の承認を求めることについて (令和元年度志布志市一般会計補正予算(第6号))

令和2年第1回志布志市議会臨時会会議録（第1号）

期 日：令和2年2月20日（木曜日）午前10時00分

場 所：志布志市議会議事堂

議事日程

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 会期の決定

追加日程第1 議長辞職の件

追加日程第2 議長の選挙

追加日程第3 副議長の選挙

日程第3 常任委員の選任

日程第4 議会運営委員の選任

日程第5 広報等調査特別委員の選任

出席議員氏名（19名）

2番	南	利	尋	3番	尖	信	一
4番	市ヶ	谷	孝	5番	青	山	浩
6番	野	村	広	7番	八	代	誠
8番	小	辻	一	9番	持	留	忠
10番	平	野	栄	11番	西	江	園
12番	丸	山	一	13番	玉	垣	大
14番	鶴	迫	京	15番	小	野	広
16番	長	岡	耕	17番	岩	根	賢
18番	東	宏	二	19番	小	園	義
20番	福	重	彰				史

○

欠席議員氏名（0名）

○

地方自治法第121条の規定により出席した者の職・氏名（0名）

○

議会事務局職員出席者

事務局長	藤	後	広	幸	次	長	中	水	忍			
調査管理係長	毛	野	仁		議	事	係	長	末	原	和	幸

午前10時00分 開会 開議

○議長（西江園 明君） ただいまから、令和2年第1回志布志市議会臨時会を開会します。
これから本日の会議を開きます。

—————○—————

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（西江園 明君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。
会議録署名議員は、会議規則第90条の規定により、福重彰史君と南利尋君を指名します。

—————○—————

日程第2 会期の決定

○議長（西江園 明君） 日程第2、会期の決定を議題とします。
お諮りします。本臨時会の会期は、本日から明日までの2日間にしたいと思います。これに御
異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（西江園 明君） 異議なしと認めます。
したがって、会期は本日から明日までの2日間と決定しました。
以上で、私、議長の職務は終了いたしました。最後にこの場をお借りしまして、2年間の議会
運営に多大な御協力を賜り、感謝申し上げます。ありがとうございました。
ここでしばらく休憩します。

—————○—————

午前10時02分 休憩

午前10時03分 再開

—————○—————

○副議長（東 宏二君） 会議を再開します。
議長、西江園明君から、議長の辞職願が提出されております。
お諮りします。議長辞職の件を日程に追加し、追加日程第1として日程の順序を変更し、直ち
に議題とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（東 宏二君） 異議なしと認めます。
したがって、議長辞職の件を日程に追加し、追加日程第1として日程の順序を変更し、直ちに
議題とすることに決定しました。
追加日程配布のため、しばらく休憩します。

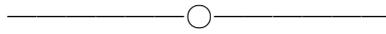
—————○—————

午前10時04分 休憩

午前10時04分 再開

—————○—————

○副議長（東 宏二君） 会議を再開します。



追加日程第1 議長辞職の件

○副議長（東 宏二君） 追加日程第1、議長の辞職の件を議題とします。

お諮りします。西江園明君の議長辞職を許可することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（東 宏二君） 異議なしと認めます。

したがって、西江園明君の議長辞職を許可することに決定しました。

ただいま議長が欠員となりました。

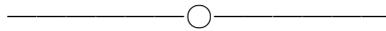
お諮りします。議長の選挙を日程に追加し、追加日程第2として日程の順序を変更し、直ちに選挙を行いたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（東 宏二君） 異議なしと認めます。

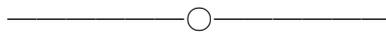
したがって、議長の選挙を日程に追加し、追加日程第2として日程の順序を変更し、直ちに選挙を行うことに決定しました。

追加日程配布のため、しばらく休憩します。



午前10時05分 休憩

午前10時07分 再開



○副議長（東 宏二君） 会議を再開します。

これから議長選挙を行うにあたり、立候補者の所信表明のための発言を許可します。どなたか立候補される方はありませんか。

○17番（岩根賢二君） 議長選挙に立候補いたしました岩根賢二でございます。

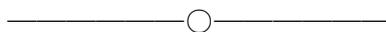
私は、市民の皆様の様々な声を議会に反映させながら、また議会そのものの改革等も更に進めていきたいと考えております。皆様の御賛同をよろしくお願いいたします。

○副議長（東 宏二君） ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（東 宏二君） 私たちは、市民の皆様の負託を受けてこの場におります。初心に返り、市民目線で議会運営に取り組んでまいりたいと思います。市政発展、市民の福祉向上を皆様と共に進めてまいりたいと思っておりますので、御協力のほどよろしくお願いいたします、また御支援のほどをよろしくお願いいたします。

○副議長（東 宏二君） 以上で、立候補者の所信表明を終わります。



追加日程第2 議長の選挙

○副議長（東 宏二君） 追加日程第2、議長の選挙を行います。
選挙は投票で行います。
議場の出入り口を閉鎖します。

（議場閉鎖）

○副議長（東 宏二君） ただいまの出席議員数は19人です。
次に、立会人を指名します。会議規則第32条第2項の規定によって、立会人に持留忠義君及び平野栄作君を指名します。
投票用紙を配ります。
念のため申し上げます。投票は単記無記名です。

（投票用紙配布）

○副議長（東 宏二君） 投票用紙の配布漏れはありませんか。
[「なし」と呼ぶ者あり]

○副議長（東 宏二君） 配布漏れなしと認めます。
投票箱を点検します。

（投票箱点検）

○副議長（東 宏二君） 異常なしと認めます。
ただいまから投票を行います。事務局長が議席番号と氏名を読み上げますので、順番に投票をお願いします。

○事務局長（藤後広幸君） それでは順にお願いします。

2番、南利尋議員。3番、尖信一議員。4番、市ヶ谷孝議員。5番、青山浩二議員。6番、野村広志議員。7番、八代誠議員。8番、小辻一海議員。9番、持留忠義議員。10番、平野栄作議員。11番、西江園明議員。12番、丸山一議員。13番、玉垣大二郎議員。14番、鶴迫京子議員。15番、小野広嗣議員。16番、長岡耕二議員。17番、岩根賢二議員。19番、小園義行議員。20番、福重彰史議員。18番、東宏二議員。

○副議長（東 宏二君） 投票漏れはありませんか。
[「なし」と呼ぶ者あり]

○副議長（東 宏二君） 投票漏れなしと認めます。
投票を終わります。
開票を行います。持留忠義君及び平野栄作君、開票の立ち会いをお願いします。

（開票）

○副議長（東 宏二君） 選挙の結果を報告します。
投票総数19票、有効投票19票、無効投票0票です。有効投票のうち、東宏二14票、岩根賢二5票。以上のおりであります。
この選挙の法定得票数は5票です。
したがって、私、東宏二が議長に当選しました。

議場の出入り口を開きます。

(議場開鎖)

○議長(東 宏二君) 御支持いただきまして、本当にありがとうございました。私は議長を通して、議会基本条例など見直しがいっぱいあると思いますので、今回の選挙は別として、皆さんと共に一つになって頑張っていきたいと思いますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長(東 宏二君) ここでしばらく休憩いたします。

○

午前10時19分 休憩

午前10時22分 再開

○

○議長(東 宏二君) 会議を再開します。

ただいま副議長が欠員となりました。

お諮りします。副議長の選挙を日程に追加し、追加日程第3として日程の順序を変更し、直ちに選挙を行いたいと思います。これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(東 宏二君) 異議なしと認めます。

したがって、副議長の選挙を日程に追加し、追加日程第3として日程の順序を変更し、直ちに選挙を行うことに決定しました。

追加日程配布のため、しばらく休憩します。

○

午前10時23分 休憩

午前10時24分 再開

○

○議長(東 宏二君) 会議を再開します。

これから副議長の選挙を行うにあたり、立候補者の所信表明のための発言を許可します。どなたか立候補される方はありませんか。

○14番(鶴迫京子さん) 皆さん、改めましてこんにちは。ただいま副議長に立候補を表明いたしました、鶴迫京子でございます。所信表明ということで、副議長立候補の所信の一端を述べさせていただきます。

私は、決意表明ということで、ここにピンクの手帳をもう20年前ですが、支援者の方から頂きました。その方は、もう黄泉の国に行っちゃいます。その方から大事な手作りの手帳を頂きました。そのときに書いております。「決意表明、なりたい自分になる。必ず志布志町の町議会議員になる。平成13年1月29日、決意の夜。」と書いております。このピンクの手帳を基に、私は議員活動を今日の今日まで皆様の様々な声を聞きながら、真摯に、ときにはできないこともありましたがやっけてまいりました。その間、選挙戦を5回戦ってまいりました。そして様々なと

ころで、様々な方からいろんなことを、声をお聞きしまして、そしてそのたびに、やはりめげたり泣いたり、そしてまたときには元気が出たりして、今があります。そしていつも自分に心掛けていることは、その議員活動の中で一番私が答えに困ったことは、「女性議員が一人で寂しいね」とか、そういうことをよく耳にするんですね。それは当然でしょう。私が、この平成13年1月29日に決意したときから、2年後に私は初めて挑戦しまして、そのときに誰からも推薦されませんでした。そして、48年ぶりの女性議員が誕生しました。そういう思いもあり、私は今度副議長選挙、議長選挙というのがあります、その中で、議会というところを、今議員活動が17年近くなりますが、その中でいろいろと自分なりに、観察したり洞察したりしてまいりましたが、この平成13年1月のときに最初に言われたことがありました。議会というところにすごく詳しい方でした。その経験者の方が、「鶴迫さん、やめたほうがいいよ。議会というところはあんたが行くようなところじゃないよ。白でもないし黒でもないし、もう灰色だし、そういうようなところだよ。あんたには行ってほしくない。」ということ、直前になって言われました。そのときには、私の中ではもう2年前に決意表明していますので、「私は全然分かりません。ですから、1回議会というところに飛び込んでみたいです。そしてこの目で見て、体感で経験して、議会というところを知りたいです。そして、自分がそこでやっていけないと思ったら、さっさと退陣します。」ということで、私は議員になりました。

そして今は、なりましたという表現を使いましたが、決して私はなったわけではありません。多くの支援者の皆様お一人お一人の清き一票を、この投票用紙に鶴迫京子と書いていただいて、議員活動ができています。そして、その皆様も支援の方々も、病気で亡くなったりして、もうこの世に存在されません。そして、ここ2、3年のうちに、私の本当の心の支えになってくれた40代から70代直前の方々、支援者が、もう本当にここ2、3年のうちに、みんなこの世を去ってしまいました。その方たちは、志半ばでこの世を去っていかれました。いろんなことを悔いて、それも病魔と闘いながら去っていかれました。そういう私の周りの環境の中におきまして、ああ、自分は何ができるのかなと思ったときに、亡くなった方ではなくて、生存されている支援者の方から、「副議長選挙に出ろ」と言われたわけでもありません。でも、その方と久しぶりにお会いして、その方の一言の言葉がすごく心に響いて、「あっ、私はここで表明しなければいけない」と思いました。いつ、この議員というのは活動ができなくなるか分かりません。そのお友だち、支援してくれた方々みたいに、あと2年と言いますが、あと2年無いかも分かりません。そう思ったときに、私は表明せざるを得ないです。その皆さんのそういういろんな思いを、声を聞いて、議員活動に残されたあと2年を一生懸命、真摯に活動してまいりたいと思うと同時に、そして議員活動ができていくということは、その多くの支援者の方々の気持ちが無ければ、ここに立っていることができないということ、真摯に原点に振り返って、この表明したときの気持ちに返った場合、何をなすべきかということに至りました。ですので、よく「女性だから」と言われます。私は本当に言われるんですね、女性議員、女性議員って。私は女性議員と付けること自体が、もう区別していると思います。「区別は差別」という言葉がありますので、私は町議会議員にこう

いう気持ちでなって、志布志町役場に入ったときに、女性と思って仕事をしたことはありません。役場の1階のところで、スイッチをポチッと切り替えて、私は女性でもない男性でもない、自分は議員なんだという思いで、自分のスイッチを切り替えて今まで仕事をしてきました。ですので、こういう機会が、このことも本当に言いたかったのですが、なかなか支援者の方にも長くなるので言えませんでしたので、今日は表明ということで、女性とか男性とか、今は多様性を重要視するSDGsを認める時代であります。そして、志布志町だとか有明町だとか松山町だとか、もう合併していまだに言っています。それでいいんでしょうか、まちづくりをするのに。もっと大きな研修にも行きました。東京に行きました。世界、東京、日本は、動いています。もう本当に自分が考える、本当に私が考えるほんの一握りよりも、何千倍もの動きで変わっています。それを目の当たりにしたときに、ああ、これではいけないという思いがすごくしました。

ですので、本当に挑戦ということで、私は挑戦し続ける姿を、しっかり応援して下さった市民の方々、またそして志布志市を憂いていらっしゃる方、そして立派なまちになればいいなと思っていらっしゃる方々と、共に手を携えて副議長という立場に挑戦しようと思いました。本当に、私ごとの意見を所信として表明いたしました。皆様方の御賛同方、よろしく願いいたします。

○議長（東 宏二君） ほかにありませんか。

次に10番、平野栄作君の発言を許可します。

○10番（平野栄作君） 議席番号10番、3期目の平野栄作です。副議長への立候補に当たりまして、一言所信を述べさせていただきます。

副議長の職責といたしましては、議長を補佐しながら、公正公平な議会運営や議会の活性化と市政への監視役としての役割を、十分発揮できるよう取り組むことだと思っております。そこで、まず議会基本条例の見直しを早急に行い、基本条例を基とした議会運営と議員活動の構築を進めてまいりたいと思っております。二元代表制の下、常に市民の目線で市政をチェックすることが最大の役割であり、この役割を果たしていくためには、我々は市民ニーズの把握や調査も必要であり、それらを総合的に協議しながら、政策立案、政策提言へとつなげることのできる議会を目指す必要があります。それには、議会の憲法に当たる基本条例に沿った議会活動を展開し、市民への議会報告会や議員間における自由討議、情報交換の場の確保を行い、資質の向上を目指す必要があると思っております。ここ数年で、志布志市は大きく変わっていくものと推察されますが、議会がこれまで以上に一丸となってその一翼を担えるように、全力で取り組む所存であります。議員各位の御賛同方、よろしく願いいたします。

○議長（東 宏二君） ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東 宏二君） 以上で、立候補者の所信表明を終わります。



追加日程第3 副議長の選挙

○議長（東 宏二君） 追加日程第3、副議長の選挙を行います。

選挙は投票で行います。

議場の出入り口を閉鎖します。

(議場閉鎖)

○議長(東 宏二君) ただいまの出席議員数は19人です。

次に、立会人を指名します。会議規則第32条第2項の規定によって、立会人に持留忠義君及び平野栄作君を指名することとしておりましたが、平野栄作君は副議長の選挙に立候補されましたので、立会人は持留忠義君と西江園明君を指名します。

投票用紙を配ります。

念のため申し上げます。投票は単記無記名です。

(投票用紙配布)

○議長(東 宏二君) 投票用紙の配布漏れはありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(東 宏二君) 配布漏れなしと認めます。

投票箱を点検します。

(投票箱点検)

○議長(東 宏二君) 異常なしと認めます。

ただいまから投票を行います。事務局長が議席番号と氏名を読み上げますので、順番に投票をお願いします。

○事務局長(藤後広幸君) それでは順にお願いします。

2番、南利尋議員。3番、尖信一議員。4番、市ヶ谷孝議員。5番、青山浩二議員。6番、野村広志議員。7番、八代誠議員。8番、小辻一海議員。9番、持留忠義議員。10番、平野栄作議員。11番、西江園明議員。12番、丸山一議員。13番、玉垣大二郎議員。14番、鶴迫京子議員。15番、小野広嗣議員。16番、長岡耕二議員。17番、岩根賢二議員。19番、小園義行議員。20番、福重彰史議員。18番、東宏二議員。

○議長(東 宏二君) 投票漏れはありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(東 宏二君) 投票漏れなしと認めます。

投票を終わります。

開票を行います。持留忠義君及び西江園明君、開票の立ち会いをお願いします。

(開票)

○議長(東 宏二君) 選挙の結果を報告します。

投票総数19票、有効投票19票、無効投票0票です。有効投票のうち、平野栄作14票、鶴迫京子5票。以上のとおりであります。

この選挙の法定得票数は5票です。

したがって、平野栄作君が副議長に当選されました。

議場の出入り口を開きます。

(議場開鎖)

○議長(東 宏二君) ただいま副議長に当選されました平野栄作君が議場におられます。会議規則第33条第2項の規定により、当選の告知をします。当選人の発言を求めます。

○10番(平野栄作君) 御賛同いただき、ありがとうございます。議長をサポートしながら、議会全員が一致団結して、志布志市発展のために取り組んでいけるよう一生懸命全力を尽くして頑張っております。今後よろしくお祈りいたします。

○議長(東 宏二君) ここで常任委員の選任のため、しばらく休憩します。

○

午前10時44分 休憩

午前11時44分 再開

○

○議長(東 宏二君) 休憩前に引き続き、会議を開きます。

○

日程第3 常任委員の選任

○議長(東 宏二君) 日程第3、常任委員の選任を行います。

常任委員の選任につきましては、委員会の定数も限られており希望に添えず御不満もあらうかと思いますが、御理解をいただきたいと思っております。

お諮りします。常任委員の選任につきましては、委員会条例第8条第1項の規定によって、お手元に配布しました名簿のとおり指名したいと思っております。これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(東 宏二君) 異議なしと認めます。

したがって、総務常任委員は、南利尋君、野村広志君、玉垣大二郎君、小野広嗣君、岩根賢二君、東宏二。

文教厚生常任委員には、尖信一君、市ヶ谷孝君、青山浩二君、小辻一海君、平野栄作君、鶴迫京子さん、小園義行君。

産業建設常任委員には、八代誠君、持留忠義君、西江園明君、丸山一君、長岡耕二君、福重彰史君。

以上のとおり選任することに決定しました。

次に、委員会条例第9条第2項の規定により、各常任委員会の委員長及び副委員長を互選するため、同条例第10条第1項の規定に基づき、議長において各常任委員会を招集します。

これより、第一委員会室で総務常任委員会、第二委員会室で文教厚生常任委員会、第三委員会室で産業建設常任委員会を開きます。

ここで委員長及び副委員長互選のため、しばらく休憩します。

○

午前11時46分 休憩

午後0時46分 再開



- 議長（東 宏二君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。
各常任委員会において互選されました委員長及び副委員長を報告します。
総務常任委員会、委員長に野村広志君、副委員長に南利尋君。
文教厚生常任委員会、委員長に青山浩二君、副委員長に市ヶ谷孝君。
産業建設常任委員会、委員長に丸山一君、副委員長に持留忠義君。
以上であります。



日程第4 議会運営委員の選任

- 議長（東 宏二君） 日程第4、議会運営委員の選任を行います。
お諮りします。議会運営委員の選任については、委員会条例第8条第1項の規定により、お手元に配布しました名簿のとおり指名したいと思います。これに御異議ありませんか。
〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（東 宏二君） 異議なしと認めます。
したがって、議会運営委員には、南利尋君、青山浩二君、野村広志君、八代誠君、丸山一君、長岡耕二君、小園義行君、以上7名を選任することに決定しました。
次に、委員会条例第9条第2項の規定により、議会運営委員会の委員長及び副委員長を互選するため、同条例第10条第1項の規定に基づき、議長において議会運営委員会を招集します。
これより、第一委員会室で議会運営委員会を開きます。
ここで委員長及び副委員長互選のため、しばらく休憩します。



午後0時48分 休憩

午後0時54分 再開



- 議長（東 宏二君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。
議会運営委員会において互選されました委員長及び副委員長を報告します。
委員長に小園義行君、副委員長に長岡耕二君。
以上であります。



日程第5 広報等調査特別委員の選任

- 議長（東 宏二君） 日程第5、広報等調査特別委員の選任を行います。
お諮りします。広報等調査特別委員の選任については、委員会条例第8条第1項の規定により、お手元に配布しました名簿のとおり指名したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東 宏二君） 異議なしと認めます。

したがって、広報等調査特別委員には、南利尋君、市ヶ谷孝君、野村広志君、八代誠君、持留忠義君、鶴迫京子さん、以上6名を選任することに決定しました。

次に、委員会条例第9条第2項の規定により、広報等調査特別委員会の委員長及び副委員長を互選するため、同条例第10条第1項の規定に基づき、議長において広報等調査特別委員会を招集します。

これより、第一委員会室で広報等調査特別委員会を開きます。

ここで委員長及び副委員長互選のため、しばらく休憩します。

—————○—————

午後0時57分 休憩

午後1時05分 再開

—————○—————

○議長（東 宏二君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

広報等調査特別委員会において互選されました委員長及び副委員長を報告します。

委員長に市ヶ谷孝君、副委員長に南利尋君。

以上であります。

○議長（東 宏二君） 以上で、本日の日程は終了しました。

明日は、午前10時から本会議を開きます。

本日はこれで散会します。

お疲れさまでした。

午後1時06分 散会

令和2年第1回志布志市議会臨時会会議録（第2号）

期 日：令和2年2月21日（金曜日）午前10時13分

場 所：志布志市議会議事堂

議事日程

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 曾於南部厚生事務組合議会議員の選挙
- 日程第3 曾於地域公設地方卸売市場管理組合議会議員の選挙
- 日程第4 大隅曾於地区消防組合議会議員の選挙
- 日程第5 曾於地区介護保険組合議会議員の選挙
- 日程第6 曾於北部衛生処理組合議会議員の選挙
- 日程第7 同意第1号 監査委員の選任につき同意を求めることについて
- 日程第8 報告第1号 専決処分の報告について
(損害賠償の額を定め、和解することについて)
- 日程第9 承認第1号 専決処分の承認を求めることについて
(令和元年度志布志市一般会計補正予算（第6号）)

出席議員氏名 (19名)

2番 南 利 尋	3番 尖 信 一
4番 市ヶ谷 孝	5番 青 山 浩 二
6番 野 村 広 志	7番 八 代 誠
8番 小 辻 一 海	9番 持 留 忠 義
10番 平 野 栄 作	11番 西江園 明
12番 丸 山 一	13番 玉 垣 大二郎
14番 鶴 迫 京 子	15番 小 野 広 嗣
16番 長 岡 耕 二	17番 岩 根 賢 二
18番 東 宏 二	19番 小 園 義 行
20番 福 重 彰 史	

欠席議員氏名 (0名)

地方自治法第121条の規定により出席した者の職・氏名

市 長 下 平 晴 行	副 市 長 武 石 裕 二
総 務 課 長 山 田 勝 大	財 務 課 長 折 田 孝 幸
港湾商工課長 柴 昭一郎	建 設 課 長 假 屋 眞 治

議会事務局職員出席者

事 務 局 長 藤 後 広 幸	次 長 中 水 忍
調査管理係長 毛 野 仁	議 事 係 長 末 原 和 幸

午前10時13分 開議

○議長（東 宏二君） これから本日の会議を開きます。



日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（東 宏二君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第90条の規定により、福重彰史君と南利尋君を指名します。



日程第2 曾於南部厚生事務組合議会議員の選挙

○議長（東 宏二君） 日程第2、曾於南部厚生事務組合議会議員の選挙を行います。

お諮りします。選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選にしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東 宏二君） 異議なしと認めます。

したがって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定しました。

お諮りします。指名の方法については、議長が指名することにしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東 宏二君） 異議なしと認めます。

したがって、議長が指名することに決定いたしました。

曾於南部厚生事務組合議会議員に、市ヶ谷孝君、西江園明君、玉垣大二郎君、小園義行君の4人を指名します。

お諮りします。ただいま議長において指名しました4人を曾於南部厚生事務組合議会議員の当選人と決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東 宏二君） 異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名しました4人が曾於南部厚生事務組合議会議員に当選されました。

ただいま曾於南部厚生事務組合議会議員に当選されました4人が議場におられます。

会議規則第33条第2項の規定により、当選の告知をします。

ここで、当選人の発言を求めます。

○4番（市ヶ谷 孝君） ただいま当選をさせていただきました市ヶ谷孝でございます。

地域そして市のために、またこの曾於南部地域のために、しっかりと務めてまいりたいと思っています。よろしく願いいたします。

○11番（西江園 明君） ただいま御指名いただきました曾於南部厚生事務組合議会議員として、職務を全うしてまいりたいと思います。よろしく願いいたします。

○13番（玉垣大二郎君） ただいま推薦をいただきました。誠にありがとうございました。曾於

南部厚生事務組合議会議員として職務を全うしてまいりたいと思います。どうぞよろしくお願い申し上げます。

○19番（小園義行君） ありがとうございます。曾於南部厚生事務組合議会の議員として、全力で取り組んでいきたいと思います。よろしく申し上げます。

—————○—————

日程第3 曾於地域公設地方卸売市場管理組合議会議員の選挙

○議長（東 宏二君） 日程第3、曾於地域公設地方卸売市場管理組合議会議員の選挙を行います。

お諮りします。選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選にしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東 宏二君） 異議なしと認めます。

したがって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定しました。

お諮りします。指名の方法につきましては、議長が指名することにしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東 宏二君） 異議なしと認めます。

したがって、議長が指名することに決定しました。

曾於地域公設地方卸売市場管理組合議会議員に、小辻一海君、丸山一君、長岡耕二君の3人を指名します。

お諮りします。ただいま議長において指名しました3人を曾於地域公設地方卸売市場管理組合議会議員の当選人と決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東 宏二君） 異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名しました3人が曾於地域公設地方卸売市場管理組合議会議員に当選されました。

ただいま曾於地域公設地方卸売市場管理組合議会議員に当選されました3人が議場におられます。

会議規則第33条第2項の規定により、当選の告知をします。

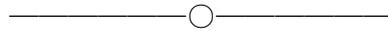
ここで、当選人の発言を求めます。

○8番（小辻一海君） どうも皆さん、改めましておはようございます。議席番号8番、小辻一海でございます。

ただいま議長の方から告知をいただきました。前回に引き続き、曾於地域公設地方卸売市場管理組合議会の議員として職務を全うしてまいりますので、皆様方の御指導、御協力をよろしくお願いいたします。

○12番（丸山 一君） ただいま推薦いただきました丸山一でございます。曾於地域公設地方卸売市場管理組合議員として職務を全うしたいと思います。

○16番（長岡耕二君） 曾於地域公設地方卸売市場管理組合議会議員として頑張っております。よろしくお願いいたします。



日程第4 大隅曾於地区消防組合議会議員の選挙

○議長（東 宏二君） 日程第4、大隅曾於地区消防組合議会議員の選挙を行います。

お諮りします。選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選にしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東 宏二君） 異議なしと認めます。

したがって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定しました。

お諮りします。指名の方法につきましては、議長が指名することにしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東 宏二君） 異議なしと認めます。

したがって、議長が指名することに決定いたしました。

大隅曾於地区消防組合議会議員に、野村広志君、私、東宏二の二人を指名します。

お諮りします。ただいま議長において指名しました二人を大隅曾於地区消防組合議会議員の当選人と決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東 宏二君） 異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名しました二人が大隅曾於地区消防組合議会議員に当選されました。

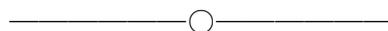
ただいま大隅曾於地区消防組合議会議員に当選しました二人が議場におられます。

会議規則第33条第2項の規定により、当選の告知をします。

ここで、当選人の発言を求めます。

○6番（野村広志君） ただいま推薦をいただきました大隅曾於地区消防組合議会議員として、職務を全うしてまいります。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（東 宏二君） 私、大隅曾於地区消防組合議会議員になりました。消防の発展のために努力してまいりますので、よろしくお願い申し上げます。



日程第5 曾於地区介護保険組合議会議員の選挙

○議長（東 宏二君） 日程第5、曾於地区介護保険組合議会議員の選挙を行います。

お諮りします。選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選にしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東 宏二君） 異議なしと認めます。

したがって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定しました。

お諮りします。指名の方法については、議長が指名することにしたいと思いを。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東 宏二君） 異議なしと認めます。

したがって、議長が指名することに決定しました。

曾於地区介護保険組合議会議員に、南利尋君、持留忠義君、鶴迫京子さんの3人を指名します。

お諮りします。ただいま議長において指名しました3人を曾於地区介護保険組合議会議員の当選人と定めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東 宏二君） 異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名しました3人が曾於地区介護保険組合議会議員に当選されました。

ただいま曾於地区介護保険組合議会議員に当選されました3人が議場におられます。

会議規則第33条第2項の規定により、当選の告知をします。

ここで、当選人の発言を求めます。

○2番（南 利尋君） ただいま御指名いただきました南利尋でございます。曾於地区介護保険組合が、今まで以上のよりよい組合になりますように、また曾於地区の皆さんのいい介護保険組合になりますように、全力で頑張りますので、御指導、御べんたつのほどよろしく願いいたします。

○9番（持留忠義君） 曾於地区介護保険組合議会議員として、前回に引き続きまして、更にまい進していきたいと思いを。皆さんの協力をよろしく願いをします。

○14番（鶴迫京子さん） ただいま御指名いただきました鶴迫京子でございます。曾於地区介護保険組合議会議員として職務を全うしてまいりますので、どうぞよろしく願いいたします。

—————○—————

日程第6 曾於北部衛生処理組合議会議員の選挙

○議長（東 宏二君） 日程第6、曾於北部衛生処理組合議会議員の選挙を行います。

お諮りします。選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選にしたいと思いを。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東 宏二君） 異議なしと認めます。

したがって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定しました。

お諮りします。指名の方法については、議長が指名することにしたいと思いを。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東 宏二君） 異議なしと認めます。

したがって、議長が指名することに決定しました。

曾於北部衛生処理組合議会議員に、八代誠君を指名します。

お諮りします。ただいま議長において指名しました八代誠君を、曾於北部衛生処理組合議会議員の当選人と決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東 宏二君） 異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名しました八代誠君が、曾於北部衛生処理組合議会議員に当選されました。

ただいま曾於北部衛生処理組合議会議員に当選されました八代誠君が議場におられます。

会議規則第33条第2項の規定により、当選の告知をします。

ここで、当選人の発言を求めます。

○7番（八代 誠君） 改めまして、おはようございます。ほかの一部組合は、複数の議員が本議会から推薦されたわけですが、この曾於北部衛生処理組合議会議員は一人ということで、ちょっと心細いなという気もいたしますが、全力で頑張ってまいりたいと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

—————○—————

○議長（東 宏二君） お諮りします。日程第7、同意第1号については、会議規則第39条第3項の規定により、委員会への付託を省略し、これから本会議で審議することにいたしたいと思えます。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東 宏二君） 異議なしと認めます。

したがって、同意第1号については、委員会への付託を省略し、これから本会議で審議することに決定しました。

—————○—————

日程第7 同意第1号 監査委員の選任につき同意を求めることについて

（福重彰史君退場）

○議長（東 宏二君） 日程第7、同意第1号、監査委員の選任につき同意を求めることについてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○市長（下平晴行君） 提案理由の説明を申し上げます。

同意第1号、監査委員の選任につき同意を求めることについて、説明を申し上げます。

本案は、令和2年2月19日をもって退職した玉垣大二郎氏の後任として、福重彰史氏を議会議

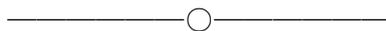
員のうちから選任する監査委員に選任したいので、議会の同意を求めるものであります。
よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（東 宏二君） これから質疑を行います。質疑はありますか。
[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（東 宏二君） 質疑なしと認めます。
これから討論を行います。討論はありますか。
[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（東 宏二君） 討論なしと認めます。
これから採決します。
お諮りします。同意第1号は、同意することに御異議ありませんか。
[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（東 宏二君） 異議なしと認めます。
したがって、同意第1号は、同意することに決定しました。
(福重彰史君入場)



日程第8 報告第1号 専決処分の報告について（損害賠償の額を定め、和解することについて）

○議長（東 宏二君） 日程第8、報告第1号、専決処分の報告についてを議題とします。
報告の内容について説明を求めます。

○市長（下平晴行君） 報告内容の説明を申し上げます。

報告第1号、専決処分の報告について説明を申し上げます。

地方自治法第180条第1項の規定により、議会において指定されている事項について、専決処分したので、同条第2項の規定により、御報告申し上げます。

令和2年1月7日に、公用車による事故に関し、損害賠償の額を定め、和解したものであります。

内容につきましては、令和元年11月26日、午後4時50分頃、東九州自動車道国分パーキングエリア上り線駐車場で、休憩後帰庁するため乗車しようとした際、突風にあおられた公用車の左後部座席ドアが、左隣に駐車していた和解の相手方が所有する普通乗用車の運転席ドアに接触し、車両を破損したものであります。

事故の原因は、左後部座席ドアを開ける際の当該ドアの押さえが不十分であったためであり、過失割合を市が100%、和解の相手方が0%とし、和解の相手方が所有する普通乗車の原形復旧及び代替車両の借上げに要する費用10万5,257円を市が和解の相手方に賠償し、和解したものであります。

よろしくようお願い申し上げます。

○議長（東 宏二君） ただいまの説明に対し、質疑があれば許可します。質疑はありますか。

○15番（小野広嗣君） 今、市長の方より専決処分を行った旨が示されたわけですが、地方自治法にのっとって専決処分がなされたわけですが、損害賠償額を見たときにも、議会で以前決めた損害賠償額の範囲内に収まっていますので、専決処分ということになったのだろうというふうに思うわけですが、この和解の内容のところを見ると、突風にあおられたと。そして、その際ドアの押さえが不十分であったためだというふうに書いてあるわけですが、普通に考えて、これはその際に手が離れたという理解でいいんですか。離れてしまって当たったんですか。手を添えながら当たったんですか。少しお示しをしていただければと思います。

○建設課長（假屋真治君） お答えします。

このときは休憩をしまして、乗るときに手を添えましたが、そのときに斜め駐車で、ドアノブに手を添えた状態でぱんと当たったような状況でした。

以上でございます。

○15番（小野広嗣君） その際、隣接しているその被害に遭った車と、その幅ですね。かなり近かったのか、正規にその駐車幅の中に停まっていて、ドアを開いて、そしてなおかつ突風にあおられて当たったのか、そういったこともお示しをいただければと思いますし、早い話がよくあり得ることですよね。だからこそ、風が吹いて持っていかれることはありますよ。だから日常的にあるがゆえに、これはしっかりと対処していかないと、本当にうっかりミスになっちゃっていますからね。そこらを少しお示しいただきたい。

そして今後のこととして、いつもこういうことが起こると、本庁舎内で職員の皆さんに対して、ますますこの注意喚起を促すことをされるわけですが、その後どういう対応を取られたのか。市職員全体に対してもですよ。お願いいたします。

○建設課長（假屋真治君） 駐車場の幅の状況でございますけれども、基本的には、幅が2 m50 cmで設計されますので、ただそれが多少狭かったということでございます。ということで、大体2 m50cmでございます。車両の幅が、大体1,760cmですので70cmぐらいしか車と車の幅はなかったということでございます。そして、ここは高速道路ですので、前方駐車、斜め駐車になります。ここは車種を見ても分かるように、この線が二重線になっておりますので、その中にきれいに収めていたという状況でございます。

○財務課長（折田孝幸君） 事故後の職員に対する周知等についてですが、市では、公用車安全運転指導委員会を開催しておりまして、それぞれ春、秋等の交通事故防止運動といった期間に合わせて、年間4回程度開催しております。その中で、現実的に発生した公用車事故等に伴う報告については、所管課長であったり該当職員に出席していただいて、その内容を説明して検証して改善を図っていくということを段階的に実施しているところであります。

今回のケースにつきましても、3月に予定しておりますその委員会の中で、また再度そういった内容を聞き取りながら、今後の改善に努めてまいりたいと考えております。

○15番（小野広嗣君） 課長、それは分かるんですよ、そういった流れはね。だからこういった専決処分をされた段階で、こういったうっかりミスがあつて、人為的なミスでありましたという

ことも含めて、全職員に注意喚起を促すということが大事なんじゃないですか。時間が経ってから年に4回とかそんなことじゃなくて、毎回こういうことがあってはいけないけれども、年に1回2回必ず、この損害賠償の関係がありますよね。そういった際、専決処分あるいは定例会に諮ることもありますけれども、そういったタイミングのときには、もうそれ以前にそういった注意喚起をしっかりとやっていくということが、すごく大事なかなというふうに思います。その点も1点。

あと課長、これは後部座席に乗る人が風にあおられたわけですよね。そのときには、助手席には誰もいなかったんですか。助手席の人もいたとすれば開けていますよね。そのときもあおられているんですかね。そのくらい風が強かったのか。

○市長（下平晴行君） おっしゃるとおり、やはり即対応するということでは、そのとおりでと思います。課長会等でしっかりとそのことについての内容について、課長会等でも対応していきたいと思います。

○建設課長（假屋眞治君） このときは、研修に3人行っておりました。運転手それから助手席、それと後部座席ということで、今回は後部座席の職員が乗るときに当てたと。乗るタイミングは、一緒ではないんですけれども、乗り方として後ろの方ですから、後ろを回って開けると。前の方は前から回って乗っているということでタイミングがずれていますので、風というのは一瞬で吹きますので、タイミングは同じに吹いたかという、吹いている状況ではないという状況でございます。

○議長（東 宏二君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東 宏二君） 質疑なしと認めます。

以上で、専決処分についての報告を終わります。

—————○—————

○議長（東 宏二君） お諮りします。日程第9、承認第1号については、会議規則第39条第3項の規定により、委員会の付託を省略し、これから本会議で審議することにしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東 宏二君） 異議なしと認めます。

したがって、承認第1号については、委員会への付託を省略し、これから本会議で審議することに決定しました。

—————○—————

日程第9 承認第1号 専決処分の承認を求めることについて（令和元年度志布志市一般会計補正予算（第6号））

○議長（東 宏二君） 日程第9、承認第1号、専決処分の承認を求めることについてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○市長（下平晴行君） 提案理由の説明を申し上げます。

承認第1号、専決処分承認を求めることについて、説明を申し上げます。

本案は、ふるさと納税推進事業の実施に伴い、緊急に令和元年度志布志市一般会計予算を補正する必要が生じ、令和元年12月23日に令和元年度志布志市一般会計補正予算第6号を専決処分したので、地方自治法第179条第3項の規定により、承認を求めるものであります。

今回の補正予算は、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ10億8,599万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ289億6,623万6,000円とするものであります。

それでは、歳入歳出予算の説明を申し上げます。

予算書の5ページをお開きください。

歳入の寄附金の特定寄附金は、ふるさと志基金寄附金を7億円増額するものであります。

6ページをお開きください。

歳入の繰入金基金繰入金は、ふるさと志基金繰入金を3億8,599万9,000円増額するものであります。

7ページをお開きください。

歳出の総務費の総務管理費は、ふるさと志基金積立金を7億円増額するものであります。

8ページをお開きください。

歳出の商工費の観光費は、役務費の手数料を9,985万9,000円、委託料のその他業務委託料を2億8,614万円、それぞれ増額するものであります。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（東 宏二君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東 宏二君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東 宏二君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決します。

お諮りします。承認第1号は、承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東 宏二君） 異議なしと認めます。

したがって、承認第1号は、承認することに決定しました。

—————○—————

○議長（東 宏二君） 以上で、本臨時議会に付議されました全ての議案を終了しましたので、これをもって議事を閉じ、令和2年第1回志布志市議会臨時会を閉会します。

お疲れさまでございました。

午前10時42分 閉会